

文書作成等の受け取りに必要なもの

診断書等の文書には病状など患者本人の個人的な情報が書かれているため、当院では個人情報保護の観点から、**文書受け取りの際に身分確認**をさせていただいております。

以下の物をご提示されない場合は、文書のお渡しができませんので必ずお持ちいただくようお願いいたします。

文書を受け取られる方	文書引換票	委任状	身分証明書	備考
患者本人	○	×	○	身分証明書は、 <u>現住所が分かるもの</u> をご準備ください
上記以外の方 (代理人)	○	○	○	

※受取人が本人以外の場合は委任状が必要です。（未成年者【18歳未満】の親権者除く）

※委任状は文書引換票の下部に記載もしくはホームページより印刷できます。

委任状をご記載の上、ご持参ください。